

観光・にぎわい応援貸付のご案内

県内の観光事業等を営む方の設備投資等を支援します

1 融資対象者

次の(1)又は(2)のいずれかに該当し、かつ、次の(3)から(7)のいずれかに該当する方

- (1) 県内で事業を営む方
- (2) 県外で事業を営んでおり、県内でその事業を営もうとする方
- (3) 旅館業法に基づく許可を受けて、観光客を対象とする事業（季節営業を含む。）を営む方
- (4) 観光客を対象とする観光事業（ドライブイン、レストハウス、駐車場、休養施設等）を営む方
- (5) レクリエーション施設（スポーツ施設、教養・文化施設等）の整備・運営を行う方
- (6) レストラン、バー等の事業を営む方(※1)
- (7) 旅館業法に基づく許可（旅館・ホテル営業）を受けて、ホテル・旅館の新築又は改修を行う方(※2)

(※1) 保証対象業種に属する方が対象となります

(※2) 融資対象者は、中小企業者に限らず、大企業も含まれます

2 融資条件

融資限度額	1企業・1組合 3億円 融資対象者(7)：30億円
融資利率	年0.90%（固定利率）
融資期間	1企業・1組合 10年以内（うち据置2年以内） （融資対象者(7)：15年以内（うち据置2年以内））
資金使途	観光事業の活性化等に必要な設備資金及び運転資金 ただし、(2)は、設備資金のみ
担保・保証人	保証協会又は取扱金融機関の定めるところによる（第三者保証人不要）
信用保証	原則として保証を付ける 保証料軽減措置（基準料率から2割軽減）を受けることができます。

3 申込先

申込みは、県融資制度の取扱金融機関へ

※ 県内のほとんどの金融機関が県融資制度を取り扱っています。

4 問い合わせ先

兵庫県産業労働部産業振興局地域金融室 ☎078-362-3321

又は最寄りの県民局・県民センター商工労政担当課

5 その他

取扱金融機関又は信用保証協会の審査により、融資を受けられない場合があります。

また、主な内容を記載しているため、これら以外の要件等がある場合もあります。